発行責任者 / 小 林 政 氏 発 行 日 / 2020年6月1日



社報タイトル「調和」は社内で 掲げる令和2年の標語です。



〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号 TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602 URL: https://www.kg-tax.jp

● 7月10日

1. 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

7月15日

2. 所得税の予定納税額の減額申請

7月31日

- 3. 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- 4. 5月決算法人の確定申告 〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・ (法人事業所税)・法人住民税>
- 5. 2月,5月,8月,11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 〈消費税及び地方消費税〉
- 6. 11月決算法人の中間申告 〈法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・ 法人事業税·法人住民税>(半期分)
- 7. 消費税の年税額が400万円超の2月,8月,11月決算 法人の3月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉
- 8. 消費税の年税額が4,800万円超の4月,5月決算法 を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 (3月決算法人は2か月分)〈消費税及び地方消費税〉
- 7月中において市町村の条例で定める日
- 9. 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付





新型コロナウイルス感染症に伴う消費税の特例について

「課税事業者の選択」の特例について

本来、課税期間が始まる前に税務署に対し、届出を提出しなければなりません。しかし、税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者を選択する(又はやめる)ことができます。

- **※特例の対象となる事業者** (以下の1、2両方の条件を満たしている場合のみ)
 - 1. 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者
 - 2. 月の売上が前年同期比概ね50%以上減少している事業者
- ※本特例により課税事業者を選択する(又はやめる)場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。
- ※課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の 基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者等です。

「簡易課税制度」の適用に関する特例について

新型コロナウイルス感染症の影響で被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける(又はやめる)必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける(又はやめる)ことができます。

- ※この簡易課税制度の特例を受けるためには、新型コロナウイルス感染症等の影響による被害が やんだ日から2ヶ月以内に申請する必要があります。
- ※この特例の適用を受ける場合、2年間の継続適用要件は適用されません。また、調整対象 固定資産や高額特定資産等を取得した場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出制限も 適用されません。



巣ごもり生活マイルール

新型コロナウイルスによる外出自粛が長期化する昨今、どこにも行かずにおうちで過ごす時間が増え何をしようか迷っている方も多いはず。

それならば少しでも気持ちをラクにしたいと考え「巣ごもり生活のマイルール」を集めてみました。

- 1. 生活リズムを崩さない
- 2. 適度に身体を動かす
- 3. 家事のハードルを下げる
- 4. 食を楽しむ
- 5. 今だからこその楽しみを見出す
- 6. 気持ちが晴れる新習慣をつくる



小さなアイディア・小さな心がけで

少しでも笑顔になれる時間をもって一日一日を過ごしていきましょう。